

## 長久手市医療的ケア児在宅レスパイト事業

### 主な質問事項と回答について(Q&A)

#### 【目次】

##### <利用者と訪問看護ステーション等の方向け>

Q1 事業実施の場所はどこですか。→2ページ

Q2 レスパイト時間中は、どのようなことを行ってもらえますか。→2ページ

Q3 複数の訪問看護ステーション等を利用できますか。→2ページ

Q4 年度更新の手続きは必要ですか。→2ページ

Q5 1年度の利用時間が上限に達しなかった場合、残った時間を次年度に繰越し  
できますか。→2ページ

Q6 利用児童1人に同時間で複数人による訪問看護が必要となる場合、複数人分  
の費用を助成してもらえますか。→2ページ

Q7 助成の対象になるのは、どのような経費ですか。→2ページ

Q8 なぜ申請前に訪問看護ステーション等に利用の確認を行うのですか。→3ページ

Q9 この事業において、訪問看護を行う者は看護師に限りますか。→3ページ

Q10 利用中に、看護師が交代することはありますか。→3ページ

Q11 利用児童の氏名に変更が生じた場合、市内での住所変更があった場合、医  
師の訪問看護指示書に変更があった場合に、どのような手続きが必要ですか。  
→3ページ

Q12 市外に転出した場合、この事業を利用できますか。→3ページ

##### <訪問看護ステーション等の方向け>

Q13 費用は、どのように計算され、どのように支払われますか。→3ページ

Q14 この事業を実施した場合、訪問看護ステーション等から市への報告は必要で  
すか。→4ページ

<利用者及び訪問看護ステーション等向け>

Q1 事業実施の場所はどこですか。

A1 医療的ケアの必要な子どもの自宅(長久手市内。里帰り先ではなく、父や母が通常住んでいる場所)に限ります。

Q2 レスパイト時間中は、どのようなことを行ってもらえますか。

A2 訪問看護指示書の範囲で、看護師が医療的ケアを行ったり、子どもの体調確認をして過ごします。指示書に記載があれば、食事介助もできますが、調理や掃除、ゴミ捨て等の家事、きょうだい児のお世話、子どもを連れての外出など、指示書の範囲を超える行為はできません。

Q3 複数の訪問看護ステーション等を利用できますか。

A3 利用できます。

事業を利用しようとする家族は「利用(変更)申請書」(第1号様式)の「在宅レスパイト事業を実施する訪問看護ステーション等」の欄に利用する訪問看護ステーション等を全て記載してください。

また、1年度の上限時間数(18時間)を超えないように「管理表」(第4号様式)を使用し、家族と利用する複数の訪問看護ステーション等とで調整してください。

Q4 年度更新の手続きは必要ですか。

A4 有効期間は、利用決定日から利用の決定日以後の最初の3月31日までです。次年度も継続して利用を希望される場合は、年度ごとの申請が必要です。

Q5 1年度の利用時間が上限に達しなかった場合、残った時間を次年度に繰越しできますか。

A5 残った時間は、次年度に繰越しできません。

Q6 利用児童1人に同時間で複数人による訪問看護を行う場合、複数人分の費用を助成してもらえますか。

A6 複数人分の費用助成はありません。人数ではなく時間に応じた助成となるため、複数人による訪問看護が行われた場合でも、助成額は同額となります。

Q7 助成の対象になるのは、どのような経費ですか。

A7 訪問看護ステーション等が、医療的ケアの必要な子どもを対象に家族に代わって行う訪問看護で、健康保険の適用対象となるもののうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護の時間を除いた経費です。

Q8 なぜ申請前に訪問看護ステーション等に利用の確認を行うのですか。

A8 この事業の実施には、医療的ケアを必要とする子どもが利用されている訪問看護ステーション等の協力が不可欠であり、円滑な事業運営のために、申請前に利用できるか確認をいただくようお願いいたします。

また、訪問看護ステーションごとに、訪問看護の対応時間や交通費の有無、キャンセル料、災害時の対応などの規定が異なります。利用を希望される家族は、レスパイト事業を利用される前に改めて、訪問看護ステーション等にご確認ください。

Q9 この事業において、訪問看護を行う者は看護師に限りますか。

A9 医師の訪問看護指示書に示された内容を実施でき、かつ、家族不在時の体調の変化に関する緊急時の対応ができる者として、看護師に限ります。

Q10 利用中に、看護師が交代することはありますか。

A10 原則、1人の看護師がサービスを行いますが、長時間になる場合も想定されますので、利用児童の家族が事前に承諾し、利用児童の安全が確保できる(児童が一人にならない)場合のみ、交代可能とします。

Q11 利用児童の氏名に変更が生じた場合、市内での住所変更があった場合、医師の訪問看護指示書に変更があった場合に、どのような手続が必要ですか。

A11 家族は、速やかに「利用資格変更届」(第5号様式)に変更事項を証する書面の写しを添付して市に提出してください。

Q12 市外に転出した場合、この事業を利用できますか。

A12 長久手市内に住所がある方を対象としているため、この事業は利用できません。

<訪問看護ステーション等の方向け>

Q13 費用は、どのように計算され、どのように支払われますか。

A13 支払額は、1時間当たり9,900円とします。

費用は利用者に代わり、市が訪問看護ステーション等に支払います。

例 10時から健康保険法の適用での訪問看護(1時間30分)に追加して  
11時30分から13時まで本事業を利用した場合。

10時から11時30分まで・・・健康保険法適用による訪問看護

(医療保険での請求、医療保険での自己負担)

11時30分から13時まで・・・当該事業(1時間30分)の適用

14,850円が助成対象(9,900円×1+4,950円×1)

※本事業の1回当たりの利用時間は1時間以上とし、以降30分単位(30分未満切捨)となります。

※1時間当たりの単価は9,900円、30分当たりの単価は4,950円です。

- 医療保険適用の訪問看護の実施後に在宅レスパイト事業を利用した場合
- 在宅レスパイト事業を単独で利用した場合
- 医療保険適用の訪問看護及び小児慢性特定疾病児童家族支援事業(訪問看護事業)等その他の訪問看護事業実施後に在宅レスパイト事業を利用した場合
- 医療保険適用の訪問看護の実施の合間に在宅レスパイト事業を利用した場合

⇒いずれの場合も、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護時間を控除した時間が、本事業の適用対象となる。

なお、本事業と、健康保険法その他の助成制度の両方が適用対象となりうる場合は、健康保険法その他の助成制度を優先して利用してください。

Q14 この事業を実施した場合、訪問看護ステーション等から市への報告は必要ですか。

A14 報告書と請求書の提出が必要です。

事業を実施した訪問看護ステーション等は、実施月の翌月10日までに、市へ「サービス提供記録票」(第9号様式)及び「報告書」(第10号様式)により、必要な事項の報告をしてください。

また、この事業に要する費用について、「請求書」(第11号様式)により市に請求してください。